

新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の実施にかかる  
令和2年度第5次補正予算の編成について

新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の実施について、令和2年度第5次補正予算を編成する。

なお、補正予算の決定について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条の規定に基づき区長専決処分を行い、第1回定例会において承認を求めることとする。

**1 補正予算の内容**

補正予算額 1,085,453 千円 全額、国庫支出金として歳入あり

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保にかかる事務経費 959,635 千円

国から示された事務費の限度額を計上（令和2年度・3年度で必要な予算全額）

- ・接種券の印刷・郵送やコールセンター設置等の事務委託料 938,154 千円
- ・広報紙・ポスター印刷等の需用費 3,823 千円
- ・その他（新聞折込役務費など） 17,658 千円

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種費用 125,818 千円

- ・2月下旬開始予定の医療従事者等へのワクチン接種に必要な経費

国から示された単価と人口から積算

医療従事者等（総人口の3%） 27,628 人

@2,277（税込）×27,628人×2回=125,817,912円 125,818千円

- ・医療従事者等以外の接種費用やその他の必要経費については、対象年齢や接種場所などについて国の動向を見極め、令和2年度第7次以降の補正予算で対応する。

繰越明許費 1,085,453 千円（補正予算額と同額）

**2 第5次補正予算関連スケジュール**

- 1月20日～26日 補正予算の区議会各会派への説明
- 1月27日 臨時福祉保健常任委員会開催
- 1月29日 区長専決により決定、告示
- 2月8日 企画総務常任委員会において報告
- 2月下旬 第1回定例会において議会へ専決処分の承認を求める